

(要領様式第2号)

## 事業計画概要書に対する知事意見書

5上伊地環第244号  
令和6年(2024年)3月26日

株式会社クリエイト  
代表取締役 羽生 和正 様

長野県上伊那地域振興局長

令和6年1月25日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(以下「条例」という。)第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書 (産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業の変更許可)

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社クリエイト 代表取締役 羽生 和正 長野県駒ヶ根市赤穂 16498 番地 3	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	駒ヶ根市赤穂 16498 番地 1	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	がれき類の破碎施設	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	○破碎する産業廃棄物 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 243.00 t/日 (30.3761 t/h : 8時間稼働) がれき類 299.71 t/日 (37.4638 t/h : 8時間稼働)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
	・破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 <u>がれき類</u> (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	・破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車破碎物を除く。) 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 駒ヶ根市南割区、福岡区大徳原常会 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	

<p>(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</p>	<p>(範囲) 駒ヶ根市長          周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所を有する者          周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者          (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号</p>
<p>(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所</p>	<p>(日時) 南割区          令和 6 年 3 月 30 日 (土) 午後 5 時から          福岡区大徳原常会          令和 6 年 3 月 31 日 (日) 午後 5 時から          (場所) 駒ヶ根市赤穂 16498 番地 3          株式会社クリエイト 会議室</p>

## 2 知事意見

<p>周辺地域の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>